

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>人事給与システムのオンライン画面部分である庶務事務サブシステムについて、高齢者部分休業制度の対応等に係るシステム改修業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>当該システムの改修業務を行うには、システム内のテーブルや各種プログラムだけに限らず、その運用方法も熟知している必要がある。これらノウハウのない者が改修を行うには当該システムの詳細を一から調査する必要がある。作業量の増から多くの経費が発生する。また、改修作業やその後の運用保守で障害等が発生した場合、責任分界点の特定が困難となり、障害解消が遅れた場合、県のシステム運用に著しく支障を及ぼすことにもなりかねない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>株式会社NTTデータ東海は、当該システムパッケージソフトの販売・運用保守をしている事業者であり、令和6年7月から人事給与システムの運用管理業務を受託している。よって株式会社NTTデータ東海は契約相手として適當である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。